

1. 病院給食問題

～入院時食事療養費の設定金額が据え置きになっている。
その一方で、患者の自己負担額（窓口負担額）は増え続けている～

1989（平成元）年4月
消費税3%導入

1994（平成6）年度入院時食事療養費導入

1997（平成9）年4月
消費税3%→5%に増税

1998（平成10）年度診療報酬改定

2000（平成12）年度診療報酬改定
介護保険制度スタート

2006（平成18）年度、1回目の診療報酬・
介護報酬同時改定

2012（平成24）年度、2回目の同時改定

2014（平成26）年4月
消費税5%→8%に増税

2016（平成28）年度診療報酬改定
2018（平成30）年度、3回目の同時改定

2019（令和元）年10月
消費税8%→10%に増税

2020（令和2）年度診療報酬改定
2022（令和4）年度診療報酬改定

入院時食事療養費制度の変遷

1994（平成6）年度 **1,900円/日**
特別食加算 350円/日 食堂加算 50円/日
特別管理加算 200円/日 選択メニュー加算 50円/日

1998（平成10）年度 **1,920円/日 (+20円)**
※その他は変更なし **3%→5%に対応**

1,920円を3食で除すと1食換算640円

**2006（平成18）年度 640円/食
(1日当→1食当に算定方法変更)**

特別食加算 76円/食 食堂加算 50円/食
→3食換算で228円/日 ~~選択メニュー加算 50円~~
~~特別管理加算 200円~~

「選択メニューではなく、基本メニューとは別に通常の費用では提供困難な高価な材料を使用した場合等であれば1食17円を標準として社会的妥当な支払を受けることができる（特別メニュー＝全額自費）」

2016（平成28）年度
市販の濃厚流動食
640円→575円 (▲65円)

**5%→8%
8%→10%
対応なし**

いわゆる基本診療料（初診料、再診料、入院基本料等）で対応も、5→8%時は補填が不十分であることが後に問題になった。

令和4年5月現在まで1食640円は変更なし

自己負担額（一般）の変遷

1994（平成6）年10月～1996（平成8）年9月
→**1日当たり600円**

1996（平成8）年10月～2000（平成12）年12月
→**1日当たり760円 (+160円)**

2001（平成13）年1月～2006（平成18）年3月
→**1日当たり780円 (+20円)**

2006（平成18）年4月～2016（平成28）年3月
→**1食当たり260円**

～**食材費+調理費、を窓口負担とする**～

2016（平成28）年4月～2018（平成30）年3月
→**1食当たり360円 (+100円)**

2018（平成30）年4月～現在に至る
→**1食当たり460円 (+100円)**